

Client Alert

January 2017

For further information, please contact:

Adeline Wong
Partner
+603 2298 7880
Adeline.Wong@WongPartners.com

Meng Yew Wong
Partner
+603 2298 7902
MengYew.Wong@WongPartners.com

Krystal Ng
Senior Associate
+603 2298 7937
Krystal.Ng@WongPartners.com

日本語でのお問い合わせは

井上 洋子/ Yoko Inoue
Client Manager, Japan Practice
+65 6434 2605
Yoko.Inoue@BakerMcKenzie.com

鈴木 由衣 /Yui Suzuki
Client Coordinator, Japan Practice
+603 2299 6501
Yui.Suzuki@WongPartners.com

売上税還付申請 - 控訴手段

2015年4月1日に2014年物品・サービス税法が導入されました。物品・サービス税法 190条と191条は、2015年3月31日時点で（売上税が対象となる）商品を所有し、2015年4月1日以降にかかる商品に6%の消費税を課す必要のある者に対し、特別な売上税還付制度を規定しています。

(I) 物品・サービス税法に基づく還付基準

物品・サービス税法の190条は、以下の2つのシナリオにおいて、有効日時点で商品が手元にあったことを示す者に対する還付を規定しています。

シナリオ1：以下の条件の下、100%の売上税還付：

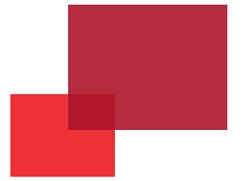
- (a) 申告者は、2015年4月1日時点でGST事業者として登録されている（課税対象供給がRM50万以上）。
- (b) 申告者は2015年4月1日時点で課税供給を行う目的で物品を有している。
- (c) 物品が1972年売上税法に基づき課税対象で、売上税が課され申告者によって支払われている。
- (d) 申告者は売上税が請求済みであると証明する供給者のインボイス（売上税認定事業者からのインボイス）もしくは、申告者が輸入者であるという輸入書類（税関K1フォーム）を有する。

例：

売上原価	売上税 (%)	利益	販売額	売上税還付
RM 1,000	20% (RM 200)	RM 50	RM 1,250	RM 200

シナリオ2：以下の条件の下、20%の売上税還付

- (a) 申告者は課税対象物品を売上税認定事業者以外の供給者から購入し、申告者は輸入者ではない。
- (b) 申告者は2015年4月1日時点でGST事業者として登録されている。
- (c) 申告者は2015年4月1日時点で課税供給を行う目的で物品を有している。
- (d) 申告者はインボイスに記載されている額の支払いをしている。



例：

売上原価	売上税 (%)	利益	販売額	売上税還付
RM 1,200	Nil ¹	RM 50	RM 1,250	RM 50*

*計算式：

$$\text{RM 1,250 (販売額)} \times 20\% (\text{売上税率}^2) \times 20\% (\text{還付率}) = \text{RM 50}$$

その他の還付条件の基準は 190 条 (4) で述べられています。特別還付は、認められた会計基準の下に資本化された物品、部分的に使用されたり、他の商品に組み込まれている物品、雇用のために保有する物品、営業目的以外で保有されている物品、販売または交換の対象でない物品、売上税払い戻し対象の輸出物品、1972 年売上税法 31A 条 (クレジットシステム) に基づき消費税の控除対象の物品には適応されません。

申告者は一度のみ所定の書式を GST 担当官に提出することができます。申請書は 2015 年 4 月 1 日から 6 ヶ月以内、すなわち、2015 年 10 月 1 日までに提出する必要があります。

(II) 還付申請における共通の課題

物品・サービス税法や 2009 年の物品サービスの法案の説明には言及されていませんが、税関は特別還付は、すでに売上税を支払った業者が 2015 年 4 月 1 日以降に課税対象の商品の価格を下げることを可能にするものだと述べています。それにより、消費者に対し「二重課税」をなくすることができます。(売上税と、供給された商品にかかる物品サービス税)

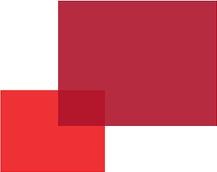
この論拠は理にかなっていますが、この条件は物品サービス税法や税関が発行する他のどの案内書類にも記載されていません。企業は売上税の還付が得られなくても価格を下げなければならないかどうか、蚊帳の外に置かれています。これは以前に発生した売上税の費用を負担することを意味し、(i) 売上税が全額還付されるまで最高 2 年間待つか³、(ii) 申告した一部の額のみを受け取る、あるいは (iii) 最悪の場合、税関によって申告が完全に却下されることです。

最近、多様な業種の企業が税関から申請拒絶通知を受け取っています。これらの拒絶通知には、関税長官による還付申請拒絶の言明と長官の服務規律への言及が

¹ 供給者のインボイスに別途記載されていない売上税について、売上税は 1 段階課税のため、マレーシアに輸入された時点で、もしくは課税対象商品を製造するライセンスを受けた製造者の製造施設から離れる際に税金を課されます。

² これは手元に所有する物品に適用される売上税率です。売上税は以前は従価税によって 0%~20% で変動し、特定の油や石油ガス、派生物は定率でした。

³ 物品サービス税法 191 条 (4) は、特別還付は 2 年間に均等額を年 4 回に分けて、もしくは税関長官が定めるより短い期間中に還付されることを規定しています。



あるのみで通常理由が明記されていません。同服務規律は一般に公表されない書類であることに留意すべきです。

Perintah Tetap Pematuhan Bilangan 7 (“第7服務規律”)

2015年5月31日に特別還付申請の手続きを行う GST 監査官の指針として第7服務規律が発行されました。監査官が申請の処理を行う際に遵守すべき様々な基準や、申請が許可されるか却下されるかを決定するのに必要な GST 部門（州と連邦レベルで）に関連する段階と責任部署が定められています。

GST 監査官の任務には最低 10SKU、もしくは申請者が提出した売上税還付合計 SKU の 1%のどちらか高いほうのサンプルの審査を行うことが含まれます。実地審査が行われる場合は選択されたすべての SKU が分析されます。RM2 万以下の請求に対しては実地審査よりも文書審査が好まれます。

第7服務規程では還付が必要な売上税の額を確認するために、“ロールフォワード方式”や“ロールバック方式”など 2015年4月1日の時点で手元にある在庫を検証するために他の監査も推奨されています。もし在庫に矛盾がある場合には、監査官は請求を却下することが求められます。しかし、仮に RM2,500 万の請求があり、監査の結果、提出された SKU の 40%が間違っており、残りの 60%が正しい場合には、60%の請求に対して還付が行われます。

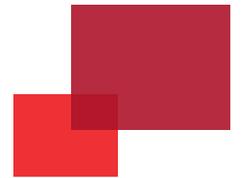
他にも、以前に商品に対して支払った売上税の額に応じて、SKU に許容される値上げ価格の割合に関する推奨事項もあります。例えば、事前に支払った売上税が既存の GST 税率 6%よりも高い場合（売上税 10%~20%）は価格の引き下げが必要になります。5%の売上税が課される商品で 20%の還付方式（シナリオ 2）に該当する場合、特定の割合までの価格引き上げが認められています。

第7服務規律に加えて、税関が監査官に向けて発行する回報があります。その中には、企業が不自然に売上税還付の対象となる商品から還付の対象外の商品へと利益率を動かすような場合に対処するため、売上税対象外の商品の利益が不当に高い場合は売上税還付申請は却下される可能性がある」と記載されています。

第7服務規律に定められている様々な基準や他の回覧から見ると、それらはあまりにも単純すぎるか主観的すぎます。外貨変動や事業を行う費用の増加など突発的な状況を考慮していないからです。企業は GST 監査官が遵守する所定的方式に従っていない値上げについて説明する機会を与えられるべきです。とりわけ、第7服務規律や他の回覧は一般に公表されている書類ではありません。

いずれにしても、そのような税関内部で発行された書類には法的権限はありません。マレーシアの裁判所に訴えられたマレーシア税関とのいかなる紛争において、物品・サービス税法とその従属規則が優先されます。

このような状況下において、売上税還付の拒絶通知に不当に苦しめられている企業は控訴手段を考慮すべきと考えます。



(III) 売上税還付申請却下に対する控訴手段

税関長官による再検討

物品・サービス税法 124 条は、GST 審判所⁴や裁判所に同様の訴えを提起していない場合、GST 担当官によって決定が通知されてから 30 日以内であれば再検討を税関長官に要請することができるかと規定しています。

司法審査の申請手続き

2012 年裁判所規則の第 53 は司法審査に訴えるために、司法審査申請の理由が初めに生じてから、もしくは、決定が最初に申請者に伝えられてから 3 ヶ月の期間を設けています。

つまり、特別売上税還付拒否の申し立てにおいて、司法審査申請は売上税還付拒否の理由が一方的、違法、もしくは税関が権限を越える決定を下した場合（もしくはその決定が非常に不合理で、他の決定権を行使する者が合理的に判断すれば同じような決定に至らないであろう場合）であれば、司法審査を利用するのは適切だといえるでしょう。なお、申請者は権限の行使が自然的正義の原則に違反していると示す必要があります。

現在、納税者が上記の理由に基づいて申請却下に対して税関に司法審査手続き開始の許可を得るのに成功した進行中の事例があります。これはマレーシア裁判所側が違法性や手続きの乱用が認められる限り、そのような申請を許可する意思があることを示しています。

(IV) 結論

現在の国内外の不確定な経済情勢の中、小額であっても重要視されるというのはまさにそのとおりです。不当に還付申請が否定された企業は、司法審査により、本来であれば還付されるべき金額を得ることを考慮すべきです。

司法審査の開始には時間が限られている（前述の通り、3 ヶ月）ため、現在還付申請の結果を待っている企業であっても特別還付申請の拒絶通知を受けた場合に備えて、戦略を検討することをお勧めいたします。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

⁴ 物品・サービス税法 190 条に基づき、特別還付に関連するいかなる問題も GST 審判所には控訴できないと明記されていることに留意下さい。